

0. 事前確認

まずは自身の状況を確認してください。

◆入学生(新1回生)

高校在学中に「日本学生支援機構給付奨学金」に申請しましたか？

① 申請し、手元に「奨学生採用候補者決定通知」がある
➡ 入学後、通知を窓口提出してください。

② 申請したが、給付奨学金は不採用となった
➡ 入学後、給付奨学金に新規申請してください。

③ 申請していない
➡ 入学後、給付奨学金に新規申請してください。



★新規申請の流れは本学 HP に掲載します。

<https://osaka-kyoiku.ac.jp/campus/expense/jyumen/shinseido.html>

◆在学生(新2~4回生)

日本学生支援機構給付奨学金の採用状態を確認してください。(令和8年1月31日時点)

① 現在、給付奨学金の奨学生となっている
(支援区分 I ~ IV、多子世帯、基準外、休止、停止のいずれかに該当)

➡ 今回の申請手続きは不要です。

➡ 継続に関する案内は別途連絡します。

前年度1年間の学業成績による適格認定の結果(4月以降の継続の可否については4月以降に別途連絡します。

なお4月の前期授業料の引き落としは一時的に停止し、5月に引き落としを行います。7月までの徴収猶予を希望する場合は、奨学厚生係までメールで問い合わせください。

② 以前採用されていたが、「廃止」になった

➡ 申請できる授業料免除はありません。

徴収猶予の申請を希望する場合は、奨学厚生係までメールで問い合わせください。

③ これまで一度も申請したことがない

➡ 給付奨学金新規申請の申込資格(P3(2))を満たしている場合、新規申請が可能です。

➡ 申込資格を確認のうえ、希望者は申請してください。